

禮文化形成と民族志向攷

栗 原 圭 介

The Li Culture Formation and arace intention thought

Keisuke KURIHARA

目 次

自 序

- 一、禮文化と宇宙観
- 二、中國の記載考
- 三、禮文化の濫觴
- 四、禮文化と生活規範

自 序

一國の民族が特筆に値する巨大にして、且つ永遠に景仰し、研究者の絶ゆることの無い文化を形成した民族的偉業を生ずるに至らしめた起因は一體何であろうか。中國を繞ぐる疑問や明らかにしたい課題は決して少くないであらう。學問的研究の對象と成るテーマ (a theme) も長い歴史の中で創造的文化に寄與した成果は彼等の歴史形成の中で後世に及ぼす功績として、廣く人類の生活を豊かにしている。

そうした偉大な進化を招來した根柢には忘れることの出来ない大自然との係りの中で、巨視的な關心事として、忘すれることの出来ない恩恵を得ていることを想起したいのである。

それは、例えば、インダス川 (The Indus River) や、ナイル川 (The Nile River) や、黄河 (The Yellow River) 及び揚子江 (The Yang Tsû Chiang River) の如き、大河 (a big River) の流域を想うに、偉大な人物が出現して、前代未聞の偉業を成し遂げて、人類に遍く文明を齎し、その恩恵に浴せしめている歴史事實がある。一例として、中國古代の傳説上の人物と云われている、蒼頡は黃帝の臣下、鳥の足あとを見て文字を作ったと言われている。想うに大河の干潟に鳥の足あとを見て文字を作ったという發想は、象形文字の起原としての着想からも理解し易い。

二大河を有する中國が東亜細亜（Asia）の大陸を有して居たころ、北京猿人の存在が中國原始社會の探究に、北京猿人以前に發現する所の爪哇猿人（Pithecanthropus）及び、皮爾當猿人（Pilt-down man, or Eanthropus）は、説明の必要上、因りて這個の説明を爲すは、北京猿人の理解に對して、重要な關係を有していることが考えられている。北京猿人は第一次冰期時代の人類で、新石器初期に中國地帯に遷入し、數十萬年の久しきに及ぶ。北京猿人と漢族とは直接祖先論は無いとの見解である。文字の發明は、その機能として、六書と云う機能を自らが具備しているが故に、その活用に自ら文字本來の在り方を志向していると言って宜かろう。禮文化の核心を爲している實相は、漢字そのもののの中に保有している。賢明な聖人賢者たちは大自然との對應に於て、次の如く論じている。聖なる孔子は、大道の行れんと、三代の英とは、丘末だ之に逮ばざるなり。而して志すこと有り焉。とあることから、賢能の士と善慮する意にあることを示している。

一、禮文化と宇宙觀

中國と云う廣大な土地に住居していた聖人や賢者達は、其の著書に人類は何如に生きて行く可きかと云う、人間の指針とも云う至上の核心や天理に背違することの無い信頼し得るに足る永遠不變の鐵則の如き法則を求めていたことが創見し得るのである。禮運に言うところの、信憑して違ふことの無い認識を得ている。故に聖人は則を作して必ず天地を以て本と爲し、陰陽を以て端と爲し、四時を以て柄と爲し、日星を以て紀と爲し、月以て量と爲し、鬼神以て徒と爲し、五行以て質と爲し、禮義以て器と爲し、人情以て田と爲し、四靈以て畜と爲す。とある。この鄭玄注に、天地より以て五行に至るまで、其の制作は、象に取る所なり。禮義人情は、其の政治なり。四靈とは、其の徵報なり。此則ち春秋は元に始まり。麟に終り、之を包む矣。呂氏は月令を説きて之を春秋と謂ふ。事類相近し焉。量は猶ほ分のごときなり。鬼神は山川を謂ふなり。山川は地を助け、氣を通ずるの象なり。器は事を操る所以なり。田人は俘治する所以なり。禮之位は、賓主は天地に象り、介僕は陰陽に象る。四の位は四時に象る。三賓は三光に象る。夫婦は日月に象るも亦た是なり。以上は鄭玄の見解である。

周易の序卦には、周の文王、伏羲の畫するところの六十四卦を集め盛衰の理法に従ひて順次排列したる故に序卦と云う。そこで序卦の上篇に次の如く有る。

天地有り。然る後に萬物生ず焉。天地之間に盈つる者は、唯萬物。故に之を受くるに屯を以てす。屯とは盈なり。屯とは物の始めて生ずるなり。（韓註に、屯は、剛柔始めて交る。故に物之始生ずと爲すなり。）物生ずれば必ず蒙。故に之を受くるに蒙を以てす。蒙とは蒙なり。物之穉きなり。物の穉き養はざる可からざるなり。故に之れを受くるに需を以てす。需とは飲食の道なり。飲食は必ず訟有り。故に之れを受くるに訟を以てす（韓註に、夫れ生有れば、則ち資有り。資有れば則ち争興るなり。）訟は必ず衆の起ること有り。故に之を受くるに師を以てす。師とは衆なり。衆は必ず比する所有り。故に之を受くるに比を以てす。（諱註に、衆起りて比せざれば、

則ち争ひ由りて息むこと無し。必ず相親比して而る後に寧を得るなり。) 比とは比なり。比すれば必ず畜ふる所有り。故に之れを受くるに小畜を以てす。(韓註に、比は大通の通の道に非らず。則ち各々畜する所有り。以て相濟するなり。比に由り畜す。故に小畜と曰ふ。而して大なる能はざるなり。) 物畜へて然る後に禮有り。故に之れを受くるに履を以てす。(韓註に、履とは禮なり。禮は適用する所以なり。故に既に畜へば則ち宜しく用ふべし。用ひる有らば則ち須らく禮をもちふべし。) 履みて而して泰たり。然る後に安し。故に之を受くるに泰を以てす。泰とは通なり。物以て終に通ず可からず。故に之を受くるに否を以てす。物以て終に否す可からず。故に之を同人を以てす。(韓註に、否は則ち通ずるを思ふ。人人志を同じくす。故に門を出で人と同じくし、謀らずして合ふ可し。) 人と同じき者は物必ず歸す焉。故に之を受くるに、大有を以てす。有する大なる者は、以て盈つ可ならず。故に之れを受くるに謙を以てす。有する大にして能く謙すれば、必ず豫す。故に之れを受くるに豫を以てす。豫べば必ず隨ふこと有り。(韓註に、順以て動く者は、衆の隨ふ所。) 故に之を受くるに臨を以てす。臨とは大なり。物大にして然る後に觀る可し。故に之を受くるに觀を以てす。觀る可くして而る後に合ふ所有り。故に之れを受くるに噬嗑を以てす。嗑とは合ふなり。物以て苟も合ふ可からざる而已。故に之を受くるに賁を以てす。賁とは飾なり。(韓註に、物相合へば、則ち須らく飾りて以て外を脩むべきなり。) 飾りを致して然る後に亨るときは則ち盡く矣。故に之れを受くるに剝を以てす。(韓註に、飾りを極むれば則ち實喪するなり。) 剝とは剝なり。物以て終に盡く可からず。剝は上に窮れば下に反る。故に之れを受くるに復を以てす。復するときは則ち妄ならず矣。故に之れを受くるに无妄を以てす。无妄有りて然る後に畜む可し。故に之れを受くるに大畜を以てす。物畜めて然る後に養ふ可し。故に之を受けくるに頤を以てす。頤とは養ふなり。養は不るときは則ち動く可からず。故に之れを受くるに大過を以てす。(韓註に、養は不るときは則ち動く可からず。養ひ過ぐるときは則ち厚し。) 物以て終に過ぐ可からず。故に之れを受くるに坎を以てす。坎とは陷なり。(韓註に、過ぎて已まざれば、則ち陷没するなり。) 陷れば必ず麗く所有り。故に之れを受くるに離を以てす。離とは麗なり。(韓註に、物窮れば則ち變ず。極陷すれば則ち麗く所に反するなり。)

以上は周易の序卦上篇に記載するところの全文である。中國の國家が形成するところの理念の概要を論じ、周易は中國研究に資つては、中國人の精神史に關する論説が少くないので、頗る貴重な文獻史料に他ならない。この序卦傳は、周の文王・伏羲の畫するところの六十四卦に内在する盛衰の理法に従ひて順坎排列したることから、この序卦は、十翼中の一とも云われている。周易は天地人の道を説き、人事の得失吉凶を明らかにし、其の言ふところは、其の言は物象を究明して其の意義を含蓄する深遠博大を極むるを以て、聖賢の教訓を明らかにしている。儒學の實理實踐を以て處世理務の豫備訓戒をも兼備していると言うことができよう。自國の文化が獨自の文化理念に立脚して、着實な構想を得て、進歩成長の軌道に在ること民族として自覺していたことが判るのである。

二、中國の記載考

我が國に存する文獻に中國の文字を記載する文獻が如何なる意圖を以て記るに至ったかを試みに考察することにしたのである。先ず「毛詩」より試みる。

卷九、小雅鹿鳴、采薇の序に、

采薇遣戍役也。文王之時、西有昆夷之患。北有玁狁之難。以天子之命、命將率、遣戍役。以守衛中國。故歌采薇、以遣之。云云。とある。

鄭注に、文王爲西伯。服事殷之時也。昆夷西戎也。天子殷王也。云云。とある。

卷十、小雅南有嘉魚。六月。小雅盡廢、則四夷交侵、中國微矣。鄭注に、六月言周室微而復興。美宣王之北伐也。とある。

卷十五、小雅魚藻。苕之華、大夫閔時也。幽王之時、西戎東夷、交侵中國。師旅竝起。因之以饑饉。君子閔周室之將亡。傷已逢之。故作是詩也。とある。

卷十五、小雅魚藻。何艸不黃、下國刺幽王也。四夷交侵中國背叛、用兵不息。視民如禽獸。君子憂之。故作是詩也。

卷十七、大雅生民。民勞、召穆公刺厲王也。

民亦勞止。汔可小康。惠此中國。以綏四方。

毛傳に、汔危也。中國京師也。四方諸夏也。

鄭注に、汔幾也。康綏。皆安也。惠愛也。

今周民罷勞矣。王幾何以小安之乎。愛京師之人、以安天下。京師者諸夏之根本。

卷十八、大雅蕩。

蕩、召穆公傷周室大壞也。厲王無道。天下蕩蕩無綱紀文章。故作是詩也。

とあつて、序に現状を言ふ。

文王曰、咨咨女殷商。女無貳于中國。斂怨以爲德。

毛傳に、無然猶彭烹也。

箋云、無然自矜氣健之貌。斂聚羣不逞作怨之人。謂之有德而任用之。

以上で毛詩の引用は終る。

古文尚書 卷第八 梓材 告康叔、以爲政之道、亦如梓人治林。とあつて、表題の意向を解説してある。下文に次の一文がある。

皇天既付中國民。越厥疆土于先王。蔡注に、越及也。皇天既付中國民。及其疆土于先王也。肆大天已付周家。治中國民矣。能遠拓其界壤、則於先王之道遂大也。と肆の付説をしている。尚書には此の「梓村」にのみ言及してある。

毛詩に次いで、禮記に徴して禮事象との関わりにおいて、如何なる傾向を知ることができるか。

禮記卷三 檀弓上第三

陳莊子死す。赴於魯。魯人欲無哭。(鄭注に、君無哭鄰國大夫之禮。陳莊子齊大夫、陳恒の孫。名伯。)繆公召縣子而問焉。縣子曰、古之大夫、束脩之間不出意。雖欲哭之、安得而哭之。(鄭注に、以其不外交。)今之大夫、交政於中國。雖欲勿哭、焉得而弗哭。(鄭注に、言時君弱臣強。在大夫。專盟會以交接。)且臣聞之。哭有二道。有愛而哭之。有畏而哭之。(鄭注に、以權微勸之。)公曰、然。然則如之何而可。縣子曰、請哭諸異姓之廟。(鄭注に、明不當哭。)於是與、哭諸縣氏。要は縣子の言の如く、名分を正すを以て是非を明らかにする。

禮記卷九 禮運第九

故聖人耐以天下爲一家、以中國爲一人者、非意之也。必知其情、辟於其義、明於其利、達於其患。然後能爲之。(鄭注に、耐古能字、傳書世異。古字時有存者、則亦有今誤矣。意心所無慮也。辟開也。

以上の如き狀況に在って、聖人の意とするところは、耐以天下爲一家、以中國爲一人者、非意之也。とある如く、ここが聖人たる者の、以て核心と爲す所以に他ならない。

禮記卷十九 樂記第十九

丸音者生於人心者也。樂者通倫理者也。

天子來振之而駟伐、盛威於中國也。分來而進、事蚤濟也。久立於綴以徯諸侯之至也。且女獨未聞牧野之語乎。武王克殷反商、未及下車、而封黃帝之後於蓟、封帝堯之後於祝、封帝舜之後於陳、下車而封夏后氏之後於杞、投殷之後於宋、封王子比干之墓、釋箕子之囚、使之行商容而復其位、庶民弛政、庶士倍祿、濟河而西、馬散之華山之陽、而弗復乘。牛散之桃林之野、而弗復服。車甲衅而藏之府庫、而弗復用。倒載干戈、包之以虎皮、將師之士、使爲諸侯。名之曰建橐。然後天下知武王之不復用兵也。

とある一文は、武王の國家再建の一大決意の表明である。ところで此處で一言して措く可きことは、禮と樂との二者は、國家存立の二大柱石とも言ふ可き典章である。この下文に、君子曰、禮樂不可斯須去身。致樂以治心、則易直子諒之心、油然而生矣。易直子諒之心生則樂。樂則安。安則久。久則天。天則神。天則不言而信。神則不怒而威。致樂以治心者也。とある一文は、樂の天性であって、このことを聖人は知っていたのである。樂は禮と並んで、以上の任を自任している

のである。

禮記卷三十一 中庸第三十一

天命之謂性。率性之謂道。脩道之謂教。道也者、不可須臾離也。可離非道也。とある道は天と共に不滅の存在である。更に此の道を敷衍すれば次の如くなる。

溥博如天、淵泉如淵。見而民莫不敬、言而民莫不信、行而民莫不說。是以聲名洋溢乎中國、施及蠻貊。舟車所至、人力所通、天之所覆、地之所載、日月所照、霜露所隊。凡有血氣者、莫不尊親。故曰配天。と言えるのは、正しく孔子の聖徳周徧、廣遠にして、其の浸潤の澤淵泉の如し。而して時を俟つて教を出す。是れ正に孔子の微言主義を説けるものである。

禮記卷第四十二 大學第四十二

唯仁人放流之、迸諸四夷、不與同中國、此謂唯仁人爲能愛人能惡人。見賢而不能舉、舉而不能先、命也。見不善而不能退、退而不能遠、過也。好人之所惡、惡人之所好、是謂拂人之性。菑必逮夫身。是故君子有大道。必忠信以得之、驕泰以先之。生財有大道。生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒、則財恒足矣。孔子の言に、仁人は物を過らず。孝子は物を過らず。是の故に仁人の親に事ふるや、天に事ふるが如く、天に事ふるは親に事ふるが如し。是の故に孝子身を成す。とある格言は、禮記卷二十七、哀公問第二十七に見えている。

以上を以て、禮記に見える當該事象は終了している。

管子卷八 小匡第二十

此の標題に次の一文が注記してある。

此篇記治國之法。其事最精細。故名小匡。とある。

莫違寡人之命、而中國卑我。(注に、尹知章云、中國之人、不尊崇樂推。使居臣位。是卑我也。)とある。

昔三代之受命者、其異於此乎。(注に、三代之受命者、爲天子者、其亦有異於已所成之功者乎。言與已不異也。)管仲對曰、(注に、諸本作管子。今從古本。)夫鳳凰鸞鳥不降。而鷹隼鷃臯豐。注に、(豐多也。)庶神不格、守龜不兆。(注に、格至也。不告吉凶也。)握粟而筮者尸中。(注に、趙用賢云、不如民間握粟買卜筮、尚多靈驗也。)時雨甘露不降。飄風暴雨雨數臻。五穀不審、六畜不育、而蓬蒿藜糴竝興。(注に、諸本作藜糴。今從古本。糴似藜而赤。)夫鳳皇之文、前德義、後日昌。(注に、德主春。其色青。義主秋。其色白。前德義、青白毛在前也。昌光也。後有紅毛。其光如日。故名日昌。尹知章云、明先德義。乃可以日昌也。)昔人之受命者、龍龜假、河出圖、雒出書、地出乘黃。(注に、龜神龜。假至也。乘黃神馬之名。乘四匹。黃其色也。)今三祥未見有者。注に、(三祥、鳳皇圖書乘黃也、龍龜乃負圖書者。非祥數也。)雖曰受命、無乃先諸乎。桓公懼、出見客曰、天威不遠顔咫尺。(注に、遠去也。八寸曰咫。)小白承天子之命、而母下拜、恐顛

蹶於下、以爲天子羞。(注に、承命而顛蹶於下、是天子使之也。則必羞之。遂下拜、登受賞服、大路、龍旗九游、渠門赤旂。云云。とある。治國の法則を記す故に精細に記述してある。

管子卷九 霸言第二十三 内言六

王國之形也、合小以攻大、敵國之形也。以負海負海、中國の形也。(注に、海、晦也。九夷八狄、八戎六蠻、謂之四海。負海、謂遠國接四夷者。謂之負海者、取向中國而背四夷之義也。)ここに謂ふ中國は、大國・中國・小國の意を以て言ふ。

管子卷十一 小稱第三十二 (稱舉言也。有所舉言先王之道。故名小稱。小謙辭。)

短語六

管子曰、修恭遜敬愛。辭讓除怨、無爭以相逆也。則不失於人矣。嘗試多怨爭利、相爲不遜、則不得其身。大哉恭遜敬愛之道、吉事可以入祭。凶事可以居喪。大以理天下、而不益也。小以治一人、而不損也。嘗試往之中國諸夏、蠻夷之國、以及禽獸昆蟲、皆待此而爲治亂。澤之身則榮、去之身則辱。(注に、澤古釋字。釋置也。)審行之身、毋怠、雖夷貉之民、可化而使之愛。審去之身、雖兄弟父母、可化而使之惡。故之身者、使之愛惡、名者使之榮辱。此其變名物也、如天如地。故先王曰道。管仲有病。桓公往問之。曰仲父之病病矣。(注に、上病疾也。下病疾甚也。)若不可諱、而不起此病也。(注に、不可諱、謂死。)仲父亦將何以詔寡人。管仲對曰、微君之命臣也。故臣且謁之。雖然君猶不能行也。公曰、仲父命寡人東。寡人西、寡人西。仲父之命於寡人、寡人敢不從乎。管仲攝衣冠、起對曰、臣願君之遠易牙。豎刁(豎とす可きです。刁は音テウ。銅製の軍器。刁斗はドラ。ここでは、豎刁は人名としている。)

以上管子に登場する人物の、桓公を初め仲父・易牙・豎刁等の恭遜敬愛辭讓の徳性豊にして、大以理天下、小以治一人と云ふ典型を以て治く知る。

牧民第一に言ふところの、凡有地牧民者は、政は四時に在り、守りは倉廩に在り。國に財多ければ則ち遠き者來たる。地辟舉すれば民留處し、倉廩實つれば、則ち禮節を知り、衣食足れば、則ち榮辱を知る。上度服すれば、則ち六親固く、四維張れば、則ち君令行はる。故に刑を省くの要は、文巧を禁ずるに在り。國を守るの度は、四維を飾ふるに在り。民を順ふるの經は、鬼神を明らかにし、山川を祇しみ、宗廟を敬ひ、祖舊を恭しくするに在り。天の時を務めざれば、即ち財生ぜず、地の利を務めざれば、則ち倉廩盈たず。野無曠なれば、則ち民乃ち菅む。上量る無ければ、則ち民乃ち妄りぬ。文巧禁ぜざれば、則ち民乃ち淫す。兩原を璋がざれば、則ち刑乃ち繁し。(注に、兩原は無量文巧を謂ふ。猪飼彦博云ふ、璋當作障の塞ぐなり。)鬼神を明らかにせざれば、則ち陋民悟めず。(注に、忸も亦た上下と相韻せず。疑ふらくは當に俊に作るべし。俊は改なり。)山川を祇まざれば、則ち威令聞こえず。(注に、山川外に在り、之を敬祀せざれば、則ち威令は遠聞かる。)宗廟を敬マは不れば、則ち民は則ち上校す。(注に、校は較なり。人君宗廟を敬せ不れば、則ち民は上を敬うを知らず。凡そ事は上と是非を校較す。)祖舊を恭しくせざれ

ば、則ち孝悌備はらず。(注に、下民孝悌の行は備はらず。) 四維張らざれば、國は乃ち滅亡す。

右國頌。(注に、伊知章云、頌は容なり。)

國に四維有り。一維絶たば、則ち傾く。二維たば則ち危し。三維たば則ち覆へる。四維絶たば則ち滅ぶ。

右は、國頌。(注に、尹知章云ふ、頌は容なり。)

國に四維有り。一維絶たば、則ち傾く。二維絶たば、則ち危し。三維絶たば、則ち覆へる。四維絶たば、則ち滅ぶ。傾きたるものは正しくす可きなり。危きものは安んず可きなり。覆へるものは起こす可きなり。滅びたるものは復た錯く可らざるものなり。(注に、錯は置なり。立なり。) 何をか四維と謂ふ。一に曰く禮。二に曰く義。三に曰く廉。四に曰く恥。(注に、此の四者は、國家を維持する所以なり。故に之を四維と謂ふ。禮は節を踰えず。則ち上位安し。(注に、人名其の分に安んず。故に上位安んず。) 自ら進まねば、則ち民は巧詐無し。(注に、古者士を農に取る。故に民と曰ふ。) 惡を蔽はねば、則ち行自ら全たし。(注に、其の惡を隱蔽せず。故に行自ら全し。) 枉に従はねば、則ち邪事生ぜず。

右は、四維。

政の興る所は、(注に、群書治要引く、興を行に作る。)

民心に順ふに在り。政の廢する所は、民心に逆ふに在り。民は憂勞を惡めば、我は之を佚樂す。民は貧賤を惡めば、我は之を富貴にす。民は危墜を惡めば、(注に、墜は落なり。禍に陷るを謂ふ。) 我は之を存安。民は滅絶を惡めば、我は之を生育す。能く之を佚樂すれば、則ち民は之れが爲めに憂勞す。能く之れを富貴にすれば、則ち民は之れが貧賤にす。能く之れを存安すれば、則ち民は之れが爲めに危墜にす。能く之を生育すれば、則ち民は之れが爲めに、滅絶す。故に刑罰以て其の意を畏れしむるに足らず。(注に、群書治要引に、畏は恐に作る。) 殺戮以て其の心を服せしむるに足らず。(注に、唯德のみ以て之れを畏服す可し。) 故に刑罰繁くして而るに意は恐れねば、則ち令行はれず矣。殺戮衆くして而して心服せねば、則ち上位危し矣。故に其の四欲に従ふときは、則ち遠き者自ら親み、其の四惡を行ふときは、則ち近き者は之れに叛く。故に予ふるの取るを爲する知る者は、政の寶なり。(注に、有若曰く、百姓足り、君孰れか與ふるの足らず。老聃曰く、取る者の予ふるは、皆此の意なり。)

右四順

國を傾むかざるの地に錯き、涸れざるの倉に積み、(注に、群書治要引、涸を涸に作る。下に同じ。涸 渴同義。涸に作るは是に似たり。涸は猶ほ耗のごときなり。竭きざる府に藏む。令を流水の原に下し、民を不爭の官に使ひ、必死の路に明らかにし、必得の門を開き、成す可らざるを爲さず。得可からざるを求めず。久しくす可からざるに處らず。復たびす可からざるを行はず。

國を傾かざるの地に錯く者は、有徳に授くるなり。(注に、有徳者をして政を爲さ使む。) 潤れざるの倉に積む者は、五穀を務むるなり。竭きざるの府に藏むる者は、桑麻を養ひ、六畜を育ふなり。令を流水の原に下す者は、令民心に順ふなり。民をして不爭の官に使ふ者は、各をして其の長ずる所を爲さ使むるなり。(注に、才の長ずる所に隨ひて之を使ふ。故に争はず。) 必死の路を明らかにする者は、刑罰を嚴にするなり。必得の門を開く者は、慶賞を信にするなり。(注に、慶も亦た賞なり。) 成す可らざるを爲さざる者は、民力を量るなり。得可らざるを求めざる者は、民を彊しふるに其の惡む所を以てせざるなり。久しくす可からざるに處らざる者は、一世を偷取せざるなり。(注に、偷は苟なり。財を一世に苟取するは、猶ほ澤を竭くして漁どりするがごとし。久しく行ふ可からず。) 復びす可からざるを行はざる者は、其の民を欺かざるなり。(注に、復は再なり。) 故に有徳に授くれば、則ち國安し。五穀を務むれば、則ち食足る。桑麻を養ひ六畜を育ふときは、則ち民富む。令民心に順ふときは、則ち威令行はる。(注に、猪飼彦博云ふ、威令の令は、疑ふらくは衍なり。) 民をして各々其の長ずる所を爲さ使むるときは、則ち事成らざる無し。民を彊ふるに其の惡む所を以てせねば、則ち詐僞生ぜず。一世を偷取せざれば、則ち民に怨心無し。其の民を欺かねば、則ち下は其の上に親しむ。(注に、俗本は詐を許に誤る。今は趙本に従ふ。)

右士經。(注に、君知章云ふ、士は事なり。衡謂ふ、經は法なり。)

家を以て郷を爲むれば、郷は爲む可らざるなり。郷を以て國を爲むれば、國は爲す可からざるなり。國を以て天下を爲むれば、天下は爲む可からざるなり。(注に、爲は治なり。言ふところは内外大小、各々宜しき所有り。施は其の宜しき違ふ。皆治む可からざるなり。) 家を以て家を爲め、郷を以て郷を爲め、國を以て國を爲め、天下を以て天下を爲む。生を同ふせ不と曰ふ母れ。遠き者は聽かず。(注に、此は家を以て郷を爲むる者を謂ふ。其の心に曰く、我は郷人と家を同じくして生きず。疏に因りて之に遠ければ、則ち必ず其の令する所を聽かず。此れ遠き者は、郷人と謂ふ。) 郷を同じくせ不と曰ふ母れ。遠き者は行かず。(注に、此は郷を以て國を爲むる者を謂ふ。行は猶ほ聽のごときなり。此は遠き者を國人と謂ふ。) 國を同ふせ不と曰ふ母れ。遠き者は從は不。(注に、此は國を以て天下と爲す者を謂ふ。遠き者は、天下の人と謂ふ。按ずるに國の字は、古は東冬鍾江と相韻す。毛詩常武に、我が六師を整い、以て我が戎を修む。既に敬し既に戒しむ。此の南國を惠む。國と戎と韻す。老子五十四章に、之を郷に修む。其の徳は乃ち長ず。之を國に修むれば、其の徳は乃ち豊かなり。國と豊と韻す。周易の坎の卦象傳は、惟心亨る。乃ち剛中以てなり。行に尙有り。往に功有るなり。天險は升る可からず。地險山川丘陵なり。王侯は險を設け、以て其の國を守る。蒸登は古韻にして、東冬鍾江と相近し。故に亦た中功升陵と相韻す。參ふるに此の文を以てすれば、國の字は古韻は東冬部に通審らかなり矣。後儒毛詩を読み、戒は乞力反。國と相韻す。之を詩易に徴するに、戒は本此の音有り。然れども之を押韻の法に求むるに、當に戎國相韻を以て正と爲すべし。或は疑ふらくは、國は本、邦に作る。漢儒は諱を避

けて之を易る。故に國と東冬の部と相韻す。古音と異なる有るに非ざるなり。知らず文に臨んで諱まざるを。漢儒すら猶ほ其の禮を守るは、斷じて字を易ふるの理無きなり。)

地の如く天の如し。何をか私し何をか親まる。月の如く日の如し。唯君の節あるのみ。(注に、此は天下を以て天下を爲むるの道を謂ふ。言ふところは人君は私親する所無し。則ち天下の民、之を尊ぶこと日月の如し。唯君は爲す所を以て、己が節度と爲すなり。以上は一法なり。) 民を御するの轡は、上の貴ぶ所に在り。(注に、伊知章云ふ、言ふところは人は上の貴ぶ所に従ふは、馬の轡に従ふが如し。)

民を道びくの門は、上の先んずる所に在り。(注に、先は猶ほ貴ぶがごときなり。) 民を召すの路は、上の好惡する所に在り。故に君之を求むれば、則ち臣之を得。君之を嗜めば、則ち臣之を食し、君之を好めば、則ち臣之を服す。(注に、服は用なり。) 君之を惡めば、則ち臣之を匿す。汝の惡を蔽ふ母れ。汝の度を異にする母れ。(注に、惡は烏路の反。度は猶ほ儀のごときなり。異は心と風度と異なるを謂ふ。) 賢者將に汝を助けならんとす。室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つ。(注に、言ふところは居る所に隨ひて滿つ。隱蔽する所無きなり。) 是を聖王と謂ふ。(注に、二法なり。聖は古本賢に作る。) 城郭溝渠、以て固守するに足らず。兵甲彊(注に、治要引に勇に作る。) 力以て敵に應ずるに足らず。博地多財、以て衆を有つに足らず。惟有道者のみ能く患を未だ形れざるに備ふなり。故禍萌さず。(注に、三法なり。) 天下臣無きを患へ不して、君の以て之を使ふ無きを患ふ。天下財無きを患へ不して、人の以て之を分つ無きを患ふ。(注に、財を人に分かつに、四方の氓、其の野に耕さんと願ふ。商賈は其の市に藏せんと願ふ。貨財は求めずして自ら至る。所謂予ふるの取るを爲すを知る者なり。) 故に時を知る者は、立ちて以て長と爲す可く。私無き者は、置きて以て政と爲す可く、(注に、置も亦た立つなり。政を爲すは、之をして政を爲さ使むるなり。) 時に審かにして用に察し、而して能く官を備ふる者は、(注に、能く官を備ふる者は、其の長ずる所に従ひて之を官にするなり。) 奉じて以て君と爲すなり。(注に、四法なり。) 緩なる者は事に後れ、財に吝なる者は、親しむ所を失ひ、小人を信ずる者は士を失ふ。(注に、五法なり。六親を固くするの道は、五法の中に寓す。故に題して六親五法と曰ふ。李國祥云ふ、牧民は古に従ふ一篇文字。後分は五段と爲す。余は其の解を知らざるなり。今案ずるに牧民は固より是の一篇の文字にして、段を分ちて五と爲す。其の讀み易く爲すなり。且つ六親五法の若きは、後世の能く名づくる所に非ず。蓋し其の學を傳ふる者は、解を作るの時の爲す所。況んや分ちて五段と爲す。未だ一篇の文字と爲すを妨げざるなり。姑く原本に依る。

右六親五法

以上を以て管子の學說中、政治學を初め、原始時代の無秩序の社會未發達體制に在って當時の人類が如何なる志向を以て生活していたかが伺える。管子の關心は國家體制の基本として、經濟と道德との關係を重視していたのである。人間には經濟的自立は何如に在る可きかと云ふ課題を念頭に措いている。

次に生活上の富を平均化し、中庸を得せしむるには、何如なる施策を講ず可きか。生産力と勤勞の關係を何如に合理化してゆく可きか。

管仲が經濟政策として、實行したのは、農業の保護である。水地第三十九、度地第五十七、に在って地勢と水利とに意を注いでいたのである。

管子の學術思想として、哲學上の思想を重く視ていたことである。管子心術上第三十六、同下三十七、白心第三十八、内業第四十九等に、虚無因應を貴び、老子と大いに其の趣を同じくしている。儒教にも深い理解を有していたことが窺える。

儒教に深いと云われているのは、心術上第三十六に、虚無は形無し。之を道と謂ふ。萬物を化育す。之を徳と謂ふ。君臣父子人間の事、之を義と謂ふ。登降揖讓、貴賤有等、親疎之體。謂之禮。とあって禮の定義に言及している。この下文に、禮者、因人之情、緣義之理、而爲之節文者也。故禮者、謂有理也。理也者明分以諭義之意也。故禮出乎義。義出乎理。理因乎宜者也。

次いで、法なる者は、同じく然らざるを得ざるに出づる所以の者なり。法は權に出で、權は道に出づ。道なる者は、動いて其の形を見はさず、施して其の徳を見はさず、萬物皆以て然るを得て、其の極を知る莫し。故に曰く、以て安んず可くして説く可からず。管子の思想は哲學上より考察している故に心術篇には、老子の思想に通ずるものがある。心術上篇に曰ふ、天曰虚、地曰靜。潔其宮、出其門、去私、無言神明若存。等きは、文體も韻を用ひて古雅な風格を有している。漢志が管子を道家に収めたのも見識を示していると言ふことができよう。

管子卷第十 戒第二十六 仁は中従り出で、義は外従り作る。仁なるが故に王に代らず。義なるが故に七十にして政を致す。是の故に聖人は徳を上ひて功を下す。道を尊びて物を賤しむ。道德は身に當る。故に物を以て惑はず。云云。とある。また下文に、孝悌者、仁の祖なり。忠信者、交の慶なり。とある。以上の説からも、仁を鄰接する概念と自らなる比較して、仁の機能が明らかに浮上して来る。孝悌を以て仁の祖と言う見解も面白い。儒教と言ふ思想形成の中で、仁が何如なる役割を任じているかと云う課題もあろう。論語第六に、子曰、知者樂水、仁者樂山。何晏曰、仁者樂如山之安固自然不動、而萬物生焉。とある。知者動、仁者靜。知者樂、仁者壽。包咸曰、性靜者、多壽考。と見えている。仁の何たるかは、大凡理解できるのである。中國と言ふ大國が存立して以來、人類史上多く課題を提供して、世界の人類史に多大の進化に資した功績は孔だ顯著であると言つてよからう。

三、禮文化の濫觴

禮文化が現今の如き發達を招來した背景には、今日から見れば、あの巨大な國土と、其の國土を支配活用して來た漢民族の世界に比類の無い偉大な精神力のあることを、先づ以て指摘して。先づ國土に關しては、初めに指摘したように、管子の宙合第十一に觀察してある如く、上下四方を宇と曰ひ、往古來今を宙と曰ふ。夫れ天地は一險一易にして、鼓の桴有り、攄擋として則ち擊

つが若し。天地は萬物の橐なり。宙合有^{マタ}天地を橐す。左に五音を操り、右に五味を執るとは、此れ君臣の分を言うなり。君令を出して佚す。故に左に立つ。臣は力に任じて勞す。故に右に立つ。夫れ五音は聲を同じくせず。而して能く調ふ。此れ君の令を出だす所は、妄無く、而して順は不る所無きを言ふ。順ひて令行はれ、政成る。五味は物を同じくせずして而も能く和す。此れ臣の力に任ずる所妄無く、而して得ざる所無きを言ふ。得て而して務を力めて財多し。故に君令を出し、其の國を正して、而して其の欲を齊す無し。其の愛を一にして、而も獨り是とするものに與ふる無し。王施して而して私無ければ、則ち海内來賓す。臣力に任じ、其の忠を同じくして、而して其の利を爭ふ無く、其の事を失はずして、而して其の名を有する無く、分敬して而も妬む無ければ、則ち夫婦和勉す。君音を失へば、則ち風律必ず流る。流れば則ち亂敗す。臣味を離れば、則ち百姓養はず。百姓養はざれば、則ち衆散亡す。君臣各々其の分を能くすれば、則ち國は寧し矣。故に之を名づけて不徳と曰ふ。

繩と准鉤とを懷き、多く規軸を備へ、減溜大成す。是れ唯時徳の節なり。夫れ繩は撥を扶け以て正と爲し、准は險を壊して以て平と爲し、（注に、扶は佐、撥は枉なり。反枉の材は、佐けて之を直にするは、繩の功なり。險は地に高下有るなり。其の高きを壊して其の下を填め、以て之を平にするは、准の力なり。鉤は枉に入りて直を出す。（注に、枉は鉤を謂ふ。物は穴中に在れば、手もて出だす能はれば、則ち鉤に入りて之を出だす。言ふところは、枉物は劣ると雖も、時有りて乎直に勝れり矣。）此れ聖君賢佐の制擧を言ふなり。博くして失はず。因りて以て能に備へて遺す無し。（注に、制擧は制度と選舉なり。博くして失はざる者は、法度を備制して賢才を博く擧げることである。猶ほ繩と准鉤とを懷にするがごときなり。因りて以て能を備ふるとは、各々其の能に因りて之を用ふるは、猶ほ其の正と爲し平と爲し直を出だすがごときなり。）

國は猶じく是の國なり。民は猶じく是の民なり。桀紂は以て亂亡し、湯武は以て治昌す。道を章らかにし以て教へ、法を明らかにし以て期す。民の善に興るや此の如し。（湯武の功是れなり。多くの規軸を備ふる者は、軸を成すなり。夫れ軸を成すの多きなり。其の大に處るや究まらず。其の小に塞がらず。猶ほ迹の履の憲を求むるがごときなり。夫れ焉んぞ適（たまたま）善ならざる有らん。適善は備なり僂なり。是を以て乏しきこと無し。故に教を諭す者は辟を取る焉。天は涓陽にして計量無く、地は化生にして法崖無し。所謂、是にして非無く、非にして是なること無し。是非に必有り。交來りて苟くも信ず。是を以て先づ規る可らざるの必有り。識慮す可らざるの然有り。將に卒にして戒め不らんとす。故に聖人は博聞多見にして、道を畜はへて以て物を待つ。物至りて形に對して、曲均存す矣。減とは盡なり。溜とは發なり。言ふところは、徧く環畢して備得せざる莫し。故に曰く、減溜大成と。功を成すの術は、必ず巨獲有り。必ず徳に周ねく、時に審らかにす。時徳に之れ遇ふは、事の會なり。符を合するが若く然り。故に曰く、是れ唯時徳の節と。春は生を采り、秋は菰を采る。夏は陰に處り、冬は陽に處る。此れ聖人の動靜開闔、訕信涅濡取與の必と。時に因るなり。時なれば則ち動き、時ならなければ則ち靜かなり。是を以て古の士意有るも、而れども未だ陽ぐ可からざるなり。故に其の治言を愁め、含愁して之を藏する

なり。賢人の亂世に處るや、道の行はる可らざるを知れば、則ち沈抑して以て罰を辟け、靜默として以て免を俸る。之を辟ふるや、猶ほ夏の清に就き、冬の溫に就くがごときなり焉。以て寒暑の菑ひに及ぶ無かる可し矣。死を畏れて忠ならんと爲すに非ざるなり。夫れ強言以て僂と爲りて、而も功澤加はらず。進んで人君爲る嚴の義を傷り、退いて人臣爲る者の生を害なふ。其の不利爲る彌甚だし。故に身を退きて端を捨て不。業を修めて版を息めず、以て清明を待つ。故に微子は紂の難に與からずして、而して宋に封ぜられ以て殷主と爲る。先祖滅びず。後世絶へず。故に曰く、大賢の徳長し。(注に、不滅不絶、故曰長。) 明なれば乃ち哲なり。哲なれば乃ち明なり。奮へば乃ち荅つ。明哲なれば乃ち大いに行はる。此れ美を擅にし盛んなるを主さどり自ら奮ふや、以て琅湯し人を凌轢するを言ふ。人の敗れるや、常に此れ自りす。是の故に聖人之を簡策に著はし、傳へて以て後進に告げて曰く、盛を奮へば荅落するなり。盛んにして落ちざる者は、未だ之れ有らざるなり。故に有道なる者は其の稱を平にせず。其の量を滿さず。其の樂を依らず。其の度を致はめず。爵尊ければ則ち士を肅まふ。祿豊かなれば則ち施すを務む。功大にして而して伐らず。業明らかにして而して矜らず。夫れ名實の相怨むや久し矣。是の故に絶へて交はる無し。惠む者は其の兩つながら守る可らざるを知り、乃ち一を取る焉。故に安くして憂ひ無し。毒するも而も怒る無きは、此れ忿速を止め、法を没するを濟むるを言ふなり。怨むも而かも言ふ無きは、言慎まざる可らざるなり。言周密ならねば、反って其の身を傷る。故に曰く、欲するも而かも謀る無し。言ふところは謀は以て泄らす可らず。謀泄れば菑極る。夫れ忿速を行ひ没法を遂ぐれば賊發す。輕るしく謀泄れば、菑必身に及ぶ。故に曰く、毒して而して怒る無く、怨んで而かも言ふ無し。欲して而かも謀る無し。大いに度儀を揆り覺臥の若く晦明の若し。言ふところは、淵色以て自ら詰るなり。靜默以て審慮す。賢の用ふ可きに依るなり。仁良既に明かにして、可不利の理に通ずること、蒙を發するが循し。故に曰く、覺臥の若く、晦明の若く、敖の堯在るが若きなり。佞に訪ふ母れ。言ふところは佞人を用ふる母れ。佞人を用ふれば、則ち私多く行はる。諂を蓄ふ母れ。言ふところは諂に聽く母れ。諂に聽けば、則ち上を欺く。凶を育ふ母れ。言ふところは暴を使ふ母れ。暴を使へば、則ち民を傷ぶる。讒を監ぼる母れ。言ふところは讒に聽く母れ。讒に聽けば、則ち士を失ふ。此の四者は用ひらるるは、君義を害し正を失ふ所以なり。夫れ君上爲る者は、既に其の義正を失ふて、而も倚りて以て名譽と爲る。臣爲る者不忠にして邪。以て爵祿に趨り、俗を亂し世を敗り、以て安を偷み樂を懷ふ。廣しと雖も、其の威損す可きなり。故に曰く、正しからざれば、廣くして其れ荒ぶ。是を以て古の人其の路を阻て、其の遂を塞ぎ、守りて物ごとに修む。故に之を簡策に著はし傳へて以て後世の人に告げて曰く、其の怨爲るや深し。是を以て威盡く焉。用ひざれば其れ區となると。區とは虚なり。人にして而して良無し焉。故に曰く、虚なり。凡そ堅解にして動かず、階隄にして行かざれば、其の時に於ける必ず失ふ。失うときは則ち廢して濟ず。植の正を失ふて而して謬らざるは、賢とす可らざるなり。植てて而して能無きは、善とす可らざるなり。聖人に賢美とする所の者は、其の變と隨つて化するを以てなり。淵泉にして而して盡きず、微約にして而して流れ施く。是を以て徳の潤澤を流し、均しく

萬物に加はる。故に曰く、聖人は天地に參ず。鳥飛准繩とは、此れ大人の義を言ふなり。夫れ鳥の飛ぶや、必ず山に還り谷に集まる。山に還らざれば則ち困しむ。谷に集らざれば則ち死す。山と谷との處や、必ずしも正直ならず。而るに山に還り谷に集まる。曲は則ち曲なり矣。而るに繩と名づく焉。以爲へらく鳥は北より起るも、意は南なれば、而して南に至る。南より起るも、意は北なれば、而して北に至る。苟くも大意得れば、小缺を以て傷と爲さず。故に聖人美として而して之を著はす。曰く千里の路は、扶くるに繩を以てす可らず。萬家の都は、平にするに准を以てす可らず。言ふところは大人の行は、必ずしも先帝の常義を以て、之を立つるを賢と謂はず。故に上爲る者の其の下を論ずるや、以て此の術を失ふ可らざるなり。謗充は心を言ふなり。心に忠なるを欲す。末衡は耳目を言ふなり。耳目は端なるを欲す。中正は治の本なり。耳は聽を司る。聽は必ず順聞。聞くこと審かなる之を聰と謂ふ。目は視を司る。視は必ず順見。見ること察なる。之を明と謂ふ。心は慮を司どる。慮は必ず順言。言得之を知と謂ふ。聰明以て知なれば、則ち博。博にして而して愷からざるは、政を易くする所以なり。政易ければ民利せらる。利せられれば乃ち勸め、勸めば乃ち吉。聰審かならず聰ならず。審かならず聰ならざれば、則ち繆まる。視ること察ならず明らかならず、察ならず明らかならざれば則ち過まつ。慮るも得ず。知らず。得ず知らざれば則ち昏し。繆過以て昏ければ則ち憂ふ。憂へば則ち伎苛する所以なり。伎苛は政を險にする所以なり。政險なれば民害せらる。害せらるれば則ち怨む。怨めば則ち凶。故に曰く、謗充末衡。言ふところは政を易くし民を利するなり。其の凶を犯す母れとは、中正以て愼を蓄ふを言ふなり。其の求を邇かずく母れとは、言ふところは上の敗は常に金玉馬女を貪り、而して粟米貨財を吝愛するなり。厚く百姓に藉斂すれば、則ち萬民懟怨す。其の憂を遠くとは、言ふところは上の其の國を亡ぼすなり。常に其の樂を邇づけて、優美を立て、而して外馳騁田獵に淫し、内美色淫聲を縱いままにす。下乃ち解怠愆失す。百吏皆其の端を失へば、則ち煩亂以て其の國家を亡ぼす矣。高く其の居を爲るも、危顛して之を救ふ莫しとは、此れ尊高滿大にして、好んで人に矜るに麗を以てし、盛を主どり賢に處りて、而して自ら雄を予るすを言ふなり。故に盛は必ず失ひ、而して雄は必ず敗る。夫れ上既に盛を主り賢に處り、以て士民を操れば、國家煩亂して、萬民心怨す。此れ其の必ず亡ぶるや、猶ほ萬仞の山自り、播して而して深淵に入るがごとし。其の死して而して振はれ不るや必せり。故に曰く、其の求を邇くして其の憂に遠ざかる母れ。高く其の居を爲るも、危顛して之を救ふ莫きなり。淺くす可く深くす可し。沈む可く浮ぶ可し。曲なる可く直なる可し。言ふ可く默す可し。此れ指意功を要するの謂を言ふなり。天は時を一にせず。是を以て著業は多からざるを得ずして、人の名位も亦殊ならざるを得ず。方明なる者は事を察す。故に物に官せずして、而かも道に旁通す。道なる者は、無上に通じ、無窮に詳かなり。諸生に運る。是の故に一言を辯じ、一治を察し、一事を攻むる者は、以て曲説す可きも、而して以て廣擧す可からず。聖人此に由りて言の兼ぬ可からざるを知るなり。故に博く之れが治を爲して、而して其の意を計る。事の兼ぬ可からざるを知る。故に名之が説を爲す。而して其の功を況ぶ。歳に春夏秋冬夏有り。月に上下中旬有り。日に朝暮有り。夜に昏晨半星有り。辰序各々其の司有り。故に曰

く、天は時を一にせず。山陵は岑巖、淵泉は閔流、泉は瀾を踰えて而も盡きず。薄は瀾を承けて而も満たず。高下肥磽、物に宜しき所有り。故に曰く、地は利を一にせず、郷に俗有り、國に法有り。食飲味を同じくせず。衣服采を殊にす。世用器機、規矩繩准、稱量數度、品に成る所有り。故に曰く、人は事を一にせず。此れ各々事の儀、其の詳は盡くす可からず。言ふところは美惡を察し、良苦を審別すること、以て審にせざる可からず。操分雜ならず。故に政治は悔ひず。而（汝）の履を定む。言ふところは其の位に處り、其の路を行き、其の事を爲せば、則ち民は其の職を守りて而して亂れず。故に統を葆ちて而して終を好くす。而（汝）の迹を深くす。言ふところは明墨章書、道德常有れば、則ち後世人人修理して迷はず。故に名聲息まず。とある下文に宙合に言及してある。則ち、天地は萬物の橐なり。宙合の意は、上は天の上に通じ、下は地の下に泉（及）び、外は四海の外に出づ。天地を合絡して以て一褰と爲し、之を散じて無間に至り、名づけて止くす。是れ之を大にして外無く、小にして内無し。故に曰く、有（又）天地を橐す。其の義傳はらず。云云とある。

以上、宙合に言う所は、人間の思攷を以てしては、明確に認識することの不可能な事象を論述して設定である。

四、禮文化と生活規範

禮なる生活規範が今日成文として文獻には禮記四十九篇、儀禮四十卷、周禮六官、大戴禮記は現存してあるのは、三十九篇とある。これらの禮文獻は六千年の歴史を有している故に、其の間、變遷あるは、免れざるところである。禮記卷十九。樂記第十九に次の銘言が記載してある。禮樂皆得。とあ 之を有徳と謂ふ。徳は得なり。禮樂刑政は、四達にして悖らなければ、則ち王道備はる。禮は外自り作る。樂は中由り出づ。樂は中由り出づるが故に靜なり。禮は外自り作るが故に文あり。大樂は必ず易。大禮は必ず簡。樂至れば則ち怨念無し。禮至れば則ち爭はず。揖讓して而して天下を治むる者は、禮樂の謂ひなり。大樂は天地と和を同じくし、大禮は天地と節を同じくす。和するが百物失はず、節あるが故に天を祀り地を祭る。禮は事を殊にして敬を合する者なり。樂は文を異にして愛を合する者なり。禮樂の情同じ。故に明王以て相没るなり。故に鐘鼓管磬、羽籥干戚は樂の器なり。屈伸俯仰、綴兆舒疾は、樂の文なり。簠簋俎豆、制度文章は、禮の器なり。升降上下、周還裼襲は、禮の文なり。故に禮樂の情を知る者は、能く禮樂の文を識る者は、能く述ぶ。作者之れ聖と謂ふ、述ぶる者之れ明と謂ふ。明聖とは述作の謂ひなり。樂は天地の和なり。禮は天地の序なり。和なるが故に百物皆化し、序あるが故に羣物皆別る。樂は天由り作り、禮は地を以て制す。過り制すれば則ち亂れ、過り作せば則ち暴なり。天地に明にして、然して後に能く禮樂を興すなり。論倫患ふ無きは、樂の情なり。欣喜歡愛は、樂の官なり。中正にして邪無きは、禮の質なり。莊敬恭順は、禮の制なり。若し夫れ禮樂の金石に施し、聲音に越し、宗廟社稷に用ゐ、山川鬼神に事ふるは、則ち此れ民と同じくする所なり。王者は功成りて樂を作

し、治定まりて禮を制す。其の功大なる者は、其の樂備り、其の治辯き者は、其の禮具はる。

聖王が治世の方針とした禮樂の制度化が實現に至る聖智神徳の靈驗が長い年月の間に醸成されていたものと謂えよう。

(2004年 9 月24日受理)